

静岡県告示第410号の2

本人確認情報の開示の実施に要する費用等を定める要綱（平成15年静岡県告示第298号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月24日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

改正前	改正後
<p>本人確認情報の開示の実施に要する費用等を定める要綱 (趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の32第2項の規定による本人確認情報の開示の実施に要する費用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第2 住民基本台帳法施行細則（平成14年静岡県規則第45号）第3条の規定による本人確認情報確認書（以下「確認書」という。）の交付を受ける者は、当該交付に要する費用（以下「交付費用」という。）を負担するものとする。</p>	<p>本人確認情報等の開示の実施に要する費用等を定める要綱 (趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の32第2項 <u>（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）</u>の規定による本人確認情報及び附票本人確認情報の開示の実施に要する費用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第2 住民基本台帳法施行細則（平成14年静岡県規則第45号）第3条の規定による本人確認情報確認書及び附票本人確認情報確認書（以下「確認書」という。）の交付を受ける者は、当該交付に要する費用（以下「交付費用」という。）を負担するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年5月27日から施行する。